

贈与による名義書換に必要な書類

〒321-1272 栃木県日光市今市本町19番地2
司法書士 福田滋一
TEL 0288-21-5327
FAX 0288-21-5329

贈与により名義を書き換えるには、以下の書類が必要です。以下、特にことわらない限り、1通で足りません。

1. あげる人（贈与者）の必要書類

- (1) 贈与する不動産の権利証
- (2) 印鑑証明書
- (3) 実印
- (4) 贈与する不動産の評価証明書（手続きをする年度のもの）
- (5) 顔写真付身分証明書（運転免許証、パスポート等）
*ご本人の本人確認は必須ですので、家族等の代理人による手続きは認められません。

2. もらう人（受贈者）の必要書類

- (1) 住民票（複数の方がもらう場合には、その全員の分）
- (2) 認印（もらう人は実印でなくても足りませんが、混乱するようなら、全員実印をご用意いただいた方がよいかもしれません）
- (3) 顔写真付身分証明書（運転免許証、パスポート等）

*未成年者が含まれる場合には、親権者が代わりに押印することになりますので、親子関係がわかる戸籍謄本と本籍地の省略されていない住民票が必要。

*あげる人の、

法務局に届けてある住所・氏名（登記簿上の住所・氏名）と印鑑証明書の住所・氏名が異なるときは、前提として、その住所や氏名を直さなければなりません。

そのために、

①住所の変更の場合 ～ その変更がわかる住民票・戸籍の附票

②氏名の変更の場合 ～ その変更がわかる戸籍抄本

が、必要になります。

*贈与をすると、贈与税の問題が生じます（その他に不動産取得税も生じます）。専門の税理士さんや、税務署等に予めご相談されることをお勧めします。